

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成20年5月22日(2008.5.22)

【公開番号】特開2006-293638(P2006-293638A)

【公開日】平成18年10月26日(2006.10.26)

【年通号数】公開・登録公報2006-042

【出願番号】特願2005-112580(P2005-112580)

【国際特許分類】

G 06 F 13/10 (2006.01)

G 06 F 3/06 (2006.01)

G 06 F 3/12 (2006.01)

G 06 F 9/445 (2006.01)

【F I】

G 06 F 13/10 320 A

G 06 F 3/06 301 H

G 06 F 3/12 C

G 06 F 9/06 610 L

【手続補正書】

【提出日】平成20年4月7日(2008.4.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

情報処理装置と接続するためのインターフェースと、

自己の周辺装置のためのデバイスドライバを記憶する記憶手段と、

自己の周辺装置が前記インターフェースを介して前記情報処理装置に接続されると、前記周辺装置内の所定の記憶領域を前記情報処理装置から読み出し可能に設定する指示を送信し、さらに、前記情報処理装置の読み出し指示に応じて前記デバイスドライバを前記情報処理装置に出力する出力手段とを有し、

前記出力手段は、周辺装置をストレージデバイスとして機能させるために前記情報処理装置にストレージドライバをセットアップさせるための宣言を前記情報処理装置に対して出力し、その後に周辺装置内のセットアッププログラムの実行要求に応答して、その周辺装置のデバイスドライバを情報処理装置に対して出力することを特徴とする周辺装置。

【請求項2】

さらに、前記デバイスドライバを出力後、前記情報処理装置に前記デバイスドライバをセットアップさせるための宣言を前記情報処理装置に出力するドライバセットアップ手段を有することを特徴とする請求項1記載の周辺装置。

【請求項3】

さらに、セットアップを指示するための操作手段を有し、

前記ドライバセットアップ手段は、前記セットアップが指示されると、前記セットアップさせるための宣言を前記情報処理装置に出力することを特徴とする請求項2記載の周辺装置。

【請求項4】

前記ドライバセットアップ手段は、自己の周辺装置が前記インターフェースを介して前記情報処理装置に接続されてから所定時間経過後に、前記セットアップさせるための宣言

を前記情報処理装置に出力することを特徴とする請求項2記載の周辺装置。

【請求項5】

前記ドライバセットアップ手段は、前記情報処理装置の指示に応じて、前記セットアップさせるための宣言を前記情報処理装置に出力することを特徴とする請求項2記載の周辺装置。

【請求項6】

情報処理装置が周辺装置に接続されると、周辺装置からストレージドライバを取得し、周辺装置をそのストレージドライバを用いてマウントし、マウントされた周辺装置の記憶領域に存在するデバイスドライバのセットアッププログラムを実行することで、周辺装置のデバイスドライバを前記情報処理装置から周辺装置に対して送信する送信手段を有することを特徴とする情報処理装置。

【請求項7】

さらに、前記デバイスドライバを入力後、前記周辺装置からの指示に応じて、前記デバイスドライバをセットアップするドライバセットアップ手段を有することを特徴とする請求項6記載の情報処理装置。

【請求項8】

自己の周辺装置がインターフェースを介して情報処理装置に接続されると、前記周辺装置内の所定の記憶領域を前記情報処理装置から読み出し可能に設定する指示を送信する送信ステップと、

前記情報処理装置の読み出し指示に応じてデバイスドライバを前記情報処理装置に出力する出力ステップとを有し、

前記出力ステップは、周辺装置をストレージデバイスとして機能させるために前記情報処理装置にストレージドライバをセットアップさせるための宣言を前記情報処理装置に対して出力し、その後に周辺装置内のセットアッププログラムの実行要求に応答して、その周辺装置のデバイスドライバを情報処理装置に対して出力することを特徴とする周辺装置の処理方法。

【請求項9】

情報処理装置が周辺装置に接続されると、周辺装置からストレージドライバを取得し、周辺装置をそのストレージドライバを用いてマウントし、マウントされた周辺装置の記憶領域に存在するデバイスドライバのセットアッププログラムを実行することで、周辺装置のデバイスドライバを前記情報処理装置から周辺装置に対して送信する送信ステップを有することを特徴とする情報処理装置の処理方法。

【請求項10】

請求項8又は9記載の周辺装置又は情報処理装置の処理方法の各ステップをコンピュータに実行させるためのプログラム。

【請求項11】

情報処理装置及び周辺装置を有する情報処理システムであって、
前記周辺装置は、

前記情報処理装置と接続するための第1のインターフェースと、

自己の周辺装置のためのデバイスドライバを記憶する記憶手段と、

自己の周辺装置が前記第1のインターフェースを介して前記情報処理装置に接続されると、前記周辺装置内の所定の記憶領域を前記情報処理装置から読み出し可能に設定する指示を送信し、さらに、前記情報処理装置の読み出し指示に応じて前記デバイスドライバを前記情報処理装置に出力する出力手段とを有し、

前記出力手段は、前記周辺装置をストレージデバイスとして機能させるために前記情報処理装置にストレージドライバをセットアップさせるための宣言を前記情報処理装置に対して出力し、その後に前記周辺装置内のセットアッププログラムの実行要求に応答して、その周辺装置のデバイスドライバを情報処理装置に対して出力し、

前記情報処理装置は、

前記情報処理装置が前記周辺装置に接続されると、前記周辺装置からストレージドライ

バを取得し、前記周辺装置をそのストレージドライバを用いてマウントし、マウントされた周辺装置の記憶領域に存在するデバイスドライバのセットアッププログラムを実行することで、前記周辺装置のデバイスドライバを前記情報処理装置から前記周辺装置に対して送信する送信手段を有することを特徴とする情報処理システム。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

本発明の周辺装置は、情報処理装置と接続するためのインターフェースと、自己の周辺装置のためのデバイスドライバを記憶する記憶手段と、自己の周辺装置が前記インターフェースを介して前記情報処理装置に接続されると、前記周辺装置内の所定の記憶領域を前記情報処理装置から読み出し可能に設定する指示を送信し、さらに、前記情報処理装置の読み出し指示に応じて前記デバイスドライバを前記情報処理装置に出力する出力手段とを有し、前記出力手段は、周辺装置をストレージデバイスとして機能させるために前記情報処理装置にストレージドライバをセットアップさせるための宣言を前記情報処理装置に対して出力し、その後に周辺装置内のセットアッププログラムの実行要求に応答して、その周辺装置のデバイスドライバを情報処理装置に対して出力することを特徴とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

本発明の情報処理装置は、情報処理装置が周辺装置に接続されると、周辺装置からストレージドライバを取得し、周辺装置をそのストレージドライバを用いてマウントし、マウントされた周辺装置の記憶領域に存在するデバイスドライバのセットアッププログラムを実行することで、周辺装置のデバイスドライバを前記情報処理装置から周辺装置に対して送信する送信手段を有することを特徴とする。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

本発明の周辺装置の処理方法は、自己の周辺装置がインターフェースを介して情報処理装置に接続されると、前記周辺装置内の所定の記憶領域を前記情報処理装置から読み出し可能に設定する指示を送信する送信ステップと、前記情報処理装置の読み出し指示に応じてデバイスドライバを前記情報処理装置に出力する出力ステップとを有し、前記出力ステップは、周辺装置をストレージデバイスとして機能させるために前記情報処理装置にストレージドライバをセットアップさせるための宣言を前記情報処理装置に対して出力し、その後に周辺装置内のセットアッププログラムの実行要求に応答して、その周辺装置のデバイスドライバを情報処理装置に対して出力することを特徴とする。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

本発明の情報処理装置の処理方法は、情報処理装置が周辺装置に接続されると、周辺装置からストレージドライバを取得し、周辺装置をそのストレージドライバを用いてマウントし、マウントされた周辺装置の記憶領域に存在するデバイスドライバのセットアッププログラムを実行することで、周辺装置のデバイスドライバを前記情報処理装置から周辺装置に対して送信する送信ステップを有することを特徴とする。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

本発明の情報処理システムは、情報処理装置及び周辺装置を有する情報処理システムであって、前記周辺装置は、前記情報処理装置と接続するための第1のインターフェースと、自己の周辺装置のためのデバイスドライバを記憶する記憶手段と、自己の周辺装置が前記第1のインターフェースを介して前記情報処理装置に接続されると、前記周辺装置内の所定の記憶領域を前記情報処理装置から読み出し可能に設定する指示を送信し、さらに、前記情報処理装置の読み出し指示に応じて前記デバイスドライバを前記情報処理装置に出力する出力手段とを有し、前記出力手段は、前記周辺装置をストレージデバイスとして機能させるために前記情報処理装置にストレージドライバをセットアップさせるための宣言を前記情報処理装置に対して出力し、その後に前記周辺装置内のセットアッププログラムの実行要求に応答して、その周辺装置のデバイスドライバを情報処理装置に対して出力し、前記情報処理装置は、前記情報処理装置が前記周辺装置に接続されると、前記周辺装置からストレージドライバを取得し、前記周辺装置をそのストレージドライバを用いてマウントし、マウントされた周辺装置の記憶領域に存在するデバイスドライバのセットアッププログラムを実行することで、前記周辺装置のデバイスドライバを前記情報処理装置から前記周辺装置に対して送信する送信手段を有することを特徴とする。